

生徒会長選挙規定

第1条 本規定は生徒会長選挙に関する事項を規定する。

第2条 生徒会長選挙は年度に1回実施し、任期は1年間とする。

第3条 立候補者は推薦人5人の署名を集めなければならない。

第4条 生徒会長選挙は次の通りを行う。

1. 選挙管理委員は各クラスから1人ずつ選び、その互選により1人を選挙管理委員長とする。
2. 選挙管理委員会は投票日の2週間前に選挙期日を公示し、投票日の2日前までに立候補者の名簿を掲示しなければならない。
3. 選挙管理委員会の承認を得た上での個人演説は認める。
4. 当選は投票総数の過半数を得なければならない。ただし、決選投票は得票数の多い立候補者を当選とする。
5. 最高得票数が投票総数の過半数に達しない場合は上位2人の決選投票を行う。
6. 投票及び開票は顧問教師及び各候補者の責任者立会の下に行う。
7. 定められた受付期間に1人も立候補者のない場合は、立候補者選出方法を選挙管理委員会が定める。
8. 会長が病気等によってその職務を果たすことができなくなったら、副会長が代行する。そして、再び会長選挙を行う。その後の役員は、再募集をする。

第5条 幹事役員以外の委員の選出方法はその選出母体に一任する。

生徒会組織図

